

議題 1 令和 5 年度 大阪市国民健康保険事業にかかる諮問について

【諮問事項 1】 国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

(1) 内容

令和 5 年度の国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額について、所得割 45%、被保険者均等割 33%、世帯別平等割 22%とする。

併せて、介護納付金賦課額の賦課割合を所得割 45%、被保険者均等割 55%とする。

(2) 理由

平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、条例本則に規定する府内統一保険料率に 6 年間でなだらかに移行するよう、条例附則で賦課割合を設定する。

(3) 実施予定時期

令和 5 年 4 月 1 日

諮問 1-①

大阪府の「国保運営方針」における保険料率の考え方

令和6年度に以下のとおりの府内統一保険料率とし、府内のどこにお住まいでも、
「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」へ

① 保険料・税の区分・・・・・・・・保険料

※令和4年度時点では、府内43市町村のうち、41市町村が「保険料」、
2市町村が「保険税」として賦課。

② 賦課方式及び賦課割合・・・・・・・・○医療分・後期高齢者支援金分：3方式

平等割：均等割：所得割 = 22：33：45

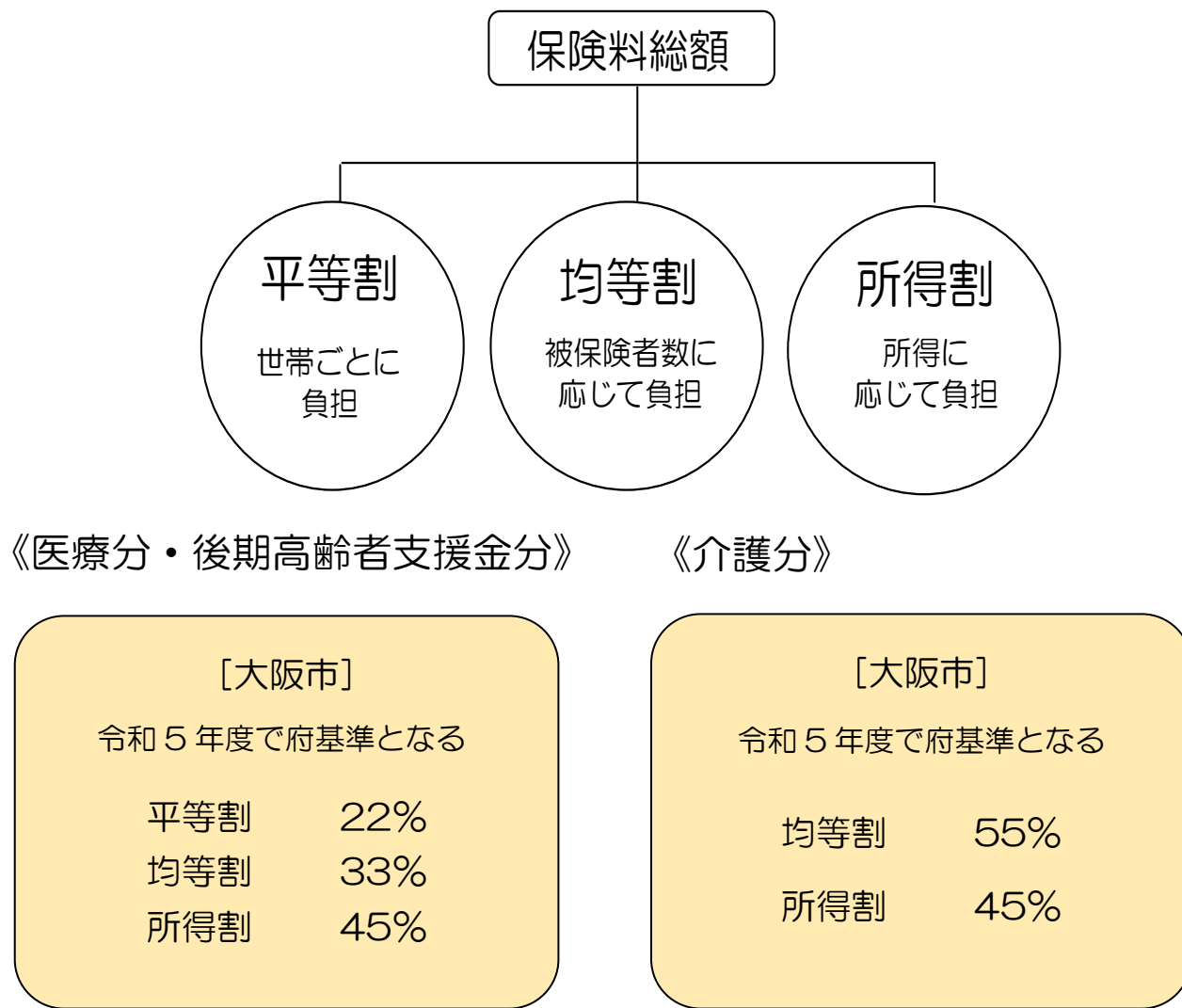
※全国平均の所得水準との比較により所得割を算出し、平等割と均等割は
所得割以外の部分を4：6の割合で按分し算出する。

○介護分：2方式

均等割：所得割 = 55：45

③ 賦課限度額・・・・・・・・国保法施行令改正の翌年度に反映

(令和5年度は医療分65万円・後期高齢者支援金分20万円・介護分17万円)



令和6年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行

【諮問事項 2】 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

(1) 内容

国民健康保険料の基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 63 万円を 65 万円に改める。

国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 19 万円を 20 万円に改める。

(2) 理由

府内統一保険料率と同基準とし、中間所得者層の保険料負担の緩和を図る。

(3) 実施予定時期

令和 5 年 4 月 1 日

諮問 2

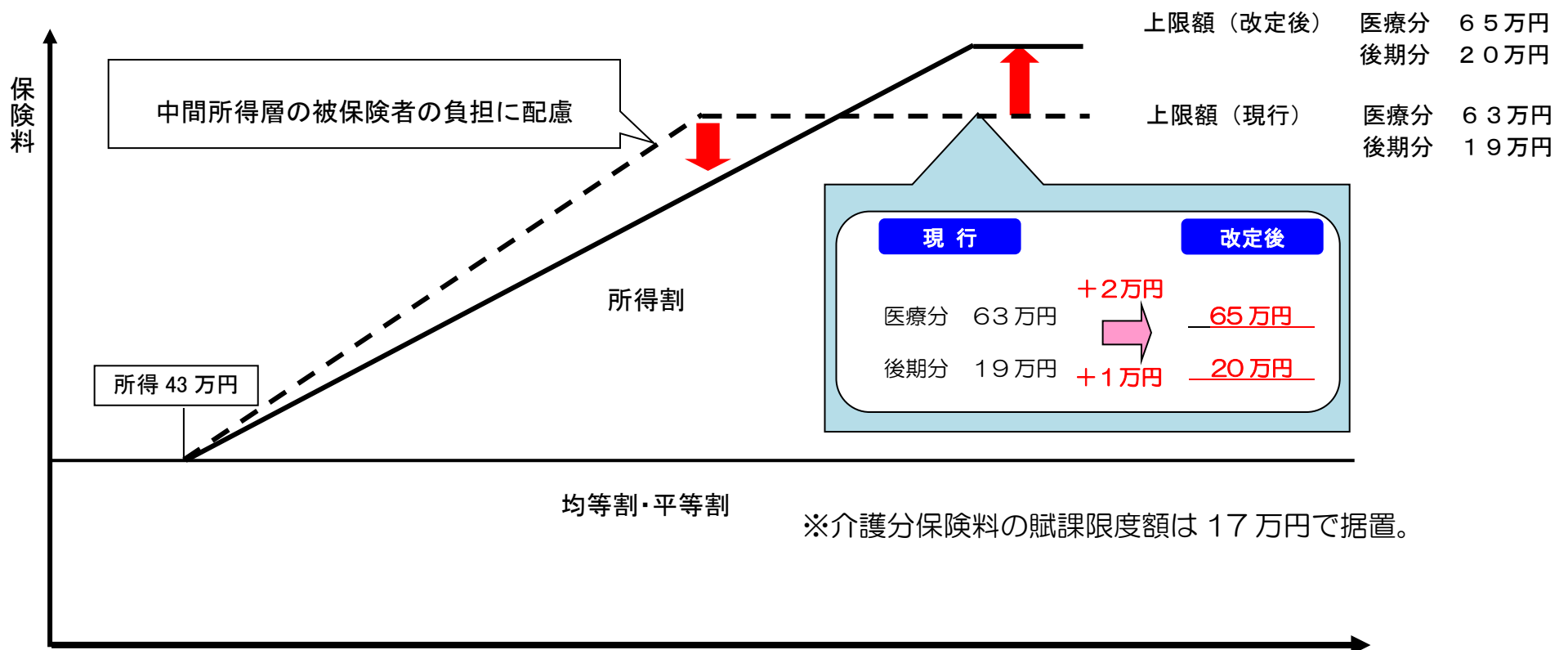
賦課限度額の改定

○ 国において、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るため、令和4年度に医療分保険料の賦課限度額2万円の引き上げ及び後期高齢者支援金分の賦課限度額1万円の引き上げが行われた。

大阪府においては、令和5年度の府内統一保険料率の算定にあたり、賦課限度額を国基準に合わせた。

大阪市においても、府内統一保険料率と同基準とするため、令和5年度より改定を行う。

<保険料のイメージ図>



【諮問事項3】 出産育児一時金の支給額改定について

1 内容

出産育児一時金の支給額について、現行の40万8千円を48万8千円に改定する。

※産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産の場合の加算額については現行の1万2千円のままとし、給付総額は50万円となる。

2 理由

国の「社会保障審議会医療保険部会」において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定する。

3 実施予定時期

令和5年4月1日以降の出産から

産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止策を講ずる。

諮問 3

出産育児一時金の支給額改定について

○ 支給総額を 50 万円（産科医療補償制度加入済医療機関等での出産の場合）へ引き上げるため、下表のとおり改定する。

	改 定 前	改 定 後	改 定 内 容
出 産 育 児 一 時 金	408,000円	<u>488,000円</u>	引き上げ（+8万円）
産科医療補償制度の対象 である出産の場合の加算	12,000円	12,000円	変更なし
出産育児一時金支給総額	420,000円	<u>500,000円</u>	引き上げ（+8万円）

- 大阪府が定める運営方針：健康保険法施行令等と同額（府内統一基準）

令和5年度 大阪市国民健康保険料率改定の考え方について

(1) 保険料率改定の考え方

平成30年度からの国保の都道府県単位化により、大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、「府内統一保険料率」となるよう改定する。(令和5年度まで6年間の経過措置あり)

(2) 令和5年度保険料率算定(案)

- 大阪府の算定では+13.2%の大幅な改定となっており、市独自の任意繰入による激変緩和措置の逡減分(+0.7%)を加えると+13.9%の改定が必要。
- しかしながら、コロナ禍に加えて物価高騰により市民の家計が影響を受けている今般の状況に配慮して、本市国保基金の充当により、5年度と6年度の2年間で改定率の平準化を図ることとし、令和5年度は+10.3%の改定とする。(令和6年度も同程度の改定率となる見込み)

・医療給付費等の自然増	: +7.8%	}	+13.9%
・所得増に伴う国交付金の減等	: +5.4%		
・激変緩和措置の逡減	: +0.7%		
・本市国保基金の充当(約28億円)による抑制			△ 3.6%

【一人当たり平均保険料(年間)】

令和4年度	令和5年度	増減額	改定率
146,109円	161,159円	15,050円	+10.3%

(月平均1,254円の増)

今後、市会にてご議論いただき決定させていただく。

(参考) 任意繰入による激変緩和措置について

- 令和元年度保険料は府算定の結果、約6%の改定幅となり、約34億円の任意繰入により1人当たり平均保険料を据置き。
- 令和6年度の府内統一保険料率に向け、激変緩和措置の段階的な解消が必要。
(令和4年度: 約9億円 → 令和5年度: 4.5億円)

